

令和8年度豊中市デバイド対策運営事業に関する業務委託に係る公募型プロポーザル
質問と回答について

| No | カテゴリー | 質問内容 | 回答 |
|----|-------|--|---|
| 1 | 実施要領 | (業務目的) 地域ITリーダー（ボランティア）による無料のパソコン・スマホ相談や、市内各校区でのスマホ相談会とあるが、両者の棲み分けについて教えてください。なお、地域ITリーダーにより無料のパソコン・スマホ相談会と、本事業（校区でのスマホ相談会）を棲み分けて実施している理由があれば教えてください。 | 地域ITリーダーによる無料パソコン・スマホ相談は、市民相互の交流による情報リテラシーの向上が目的の1つです。市内各校区でのスマホ相談会は、相談者がより身近な地域で相談できる環境づくりが目的の1つです。ただどちらの事業においても、誰もがデジタル機器などを活用し、デジタルによる恩恵を受けることができるような環境づくりを進めるという目的は共通しています。 |
| 2 | 実施要領 | (提案上限額) 昨年度と比較して、スマホ相談会の実施回数が、160回から240回と、80回分の増加が見受けられますが、提案上限額の増額は、80回分相当の増額と捉えてよいか。 | 提案上限額等の設計に関するご質問への回答は差し控えさせていただきます。 |
| 3 | 実施要領 | 3.参加資格の(2)において、<入札参加停止措置を受けていないこと>について明記されておりますが、共同事業体として応募する場合、すべての会社が入札参加資格を保有している必要があるということでしょうか。 | 本プロポーザルへの参加において、本市の入札参加資格を保有している必要はありません。ただし、豊中市入札参加停止基準に基づき入札参加停止措置をうけている場合、参加資格はありません。（共同事業体として応募される場合は、構成する全ての事業者が入札参加停止措置を受けていないことが要件です。） 共同事業体として応募いただく場合、提案参加申込書及び企画提案書は共同事業体の名称でご提出ください。様式第3号会社概要、様式第4号業務経歴書は、共同事業体分に加え、共同事業体の各構成団体分もご提出ください。 |
| 4 | 実施要領 | (企画提案書等の作成について) 業務経歴書に掲載する類似業務について、スマホ相談会への人的派遣のみならず、相談会の実施やスマホに関する講座等の実績も記載して良いか。 | 問題ありません。 |
| 5 | 実施要領 | 実施要領P5の企画提案書の内容およびP8の審査評価項目に「本業務を円滑かつ効率的に遂行するための手法（市の業務負担軽減策）」とありますが、現状（または直近の実績において）、市職員様が負担と感じられている具体的な業務（例：会場予約の手配、参加者からの電話問い合わせ対応、チラシの印刷・配布作業など）をご教示いただけないでしょうか。 | スマホ相談会の開催場所が固定されてきており、地域の意向等に応じて開催場所の拡大についても検討しているところです。仕様書「3. 業務内容②」に記載の通り、スマホ相談会の開催場所・日時は市が指定しますが、実施要領「7. 企画提案書の作成について（1）6③その他提案」として、受託者の人材や地域ネットワーク等を活かした運営体制の工夫や、市の業務負担軽減に繋がる実施方法について、提案をいただくことは可能です。いただいたご提案については、審査基準に基づき総合的に評価いたします。 |

令和8年度豊中市デバイド対策運営事業に関する業務委託に係る公募型プロポーザル
質問と回答について

| No | カテゴリー | 質問内容 | 回答 |
|----|-------|--|--|
| 6 | 実施要領 | <p>(その他留意事項)</p> <p>(1) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得た時はこの限りではない。とあるが、本事業実施に必要なスタッフと業務委託契約を結ぶことは可能か。</p> | <p>問題ありませんが、本業務の中心的なものについては再委託できません。</p> <p>詳細は、「再委託に関するガイドライン」をご確認ください。</p> <p>https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/reiki/youkou/soumu/youkou7.html</p> |
| 7 | 実施要領 | <p>(全般)</p> <p>令和7年度も、同様の事業を実施されていると認識しておりますが、事業実施における現時点での成果と課題を教えてください。</p> | <p>令和7年度、スマホ相談会を市内全中学校区で開催できる見込みであり、相談者がより身近な地域で相談できる環境づくりに一定、寄与できているものと考えています。一方でスマホ相談会の開催場所が固定されてきており、拡充していきたいとも考えています。仕様書「3. 業務内容②」に記載の通り、スマホ相談会の開催場所・日時は市が指定しますが、実施要領「7. 企画提案書の作成について (1) 6③その他提案」として、受託者の人材や地域ネットワーク等を活かした運営体制の工夫や、市の業務負担軽減に繋がる実施方法について、提案をいただくことは可能です。いただいたご提案については、審査基準に基づき総合的に評価いたします。</p> |
| 8 | 仕様書 | <p>3,業務内容①について、学生の募集について検討しておりますが、ボランティア登用（謝礼金あり）でも問題ないでしょうか。</p> | <p>問題ありません。</p> |
| 9 | 仕様書 | <p>(業務内容①)</p> <p>地域ITリーダー（ボランティア）にスマホサポーター登録の呼びかけを行うことは可能か。</p> | <p>可能です。</p> |
| 10 | 仕様書 | <p>昨年度まで活動されていた「地域ITリーダー」の皆様に対し、本事業の「スマホサポーター」として応募いただくよう働きかけること、あるいは採用することは可能でしょうか。また可能な場合、その募集方法について、市から既存リーダーへの周知協力等は可能でしょうか。</p> | <p>現在、地域ITリーダーとして活動されている方々をスマホサポーターとして採用することは問題ありません。また市から地域ITリーダーの方々への周知は可能です。</p> |
| 11 | 仕様書 | <p>昨年度（または直近）において、相談会や講習会に従事された「地域ITリーダー（または講師）」の実登録人数および、1回あたりの平均配置人数をご教示ください。</p> | <p>令和7年4月時点の地域ITリーダーの会員数は59名です。地域ITリーダーのなかにはスマホサポーターとしても登録されている方もいますが、スマホ相談会に派遣されたスマホサポーターが地域ITリーダーか否かという観点でカウントしていないため、スマホ相談会1回あたりの地域ITリーダーの平均配置人数は把握していません。</p> |

令和8年度豊中市デバイド対策運営事業に関する業務委託に係る公募型プロポーザル
質問と回答について

| No | カテゴリー | 質問内容 | 回答 |
|----|-------|---|---|
| 12 | 仕様書 | スマホサポーターの採用において、豊中市在住・在勤などの「居住地要件」や、「年齢制限（下限・上限）」は設けられていますでしょうか。「学生含む」との記載は確認しておりますが、高校生等の可否についても念のため確認させてください。 | 「居住地要件」や「年齢制限（下限・上限）」は設けていません。高校生の採用も可能ですが、学生については学業優先のため、運用にあたっては配慮をお願いします。（スマホサポーターの採用については、「ボランティアとして採用」または「雇用」のいずれかを想定していますが、「雇用」される場合、労働基準法に則った対応をお願いします。） |
| 13 | 仕様書 | スマホサポーターの確保にあたり、受託者が業務委託契約を締結している人材紹介会社を通じて人材を確保（紹介または派遣）することは仕様上問題ないでしょうか。仕様書P5の「再委託の禁止」との兼ね合いも含めてご教示ください。 | 人材紹介会社を通じてスマホサポーターを募集・採用することは問題ありません。ただスマホサポーターの養成、スマホ相談会へのスマホサポーターの派遣、スマホ相談会の開催など本業務の中心的なものについては再委託できません。 詳細は、「再委託に関するガイドライン」をご確認ください。 https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/reiki/youkou/soumu/youkou7.html |
| 14 | 仕様書 | (業務内容①b) 初歩的なスマホの使い方とあるが、どこまでを初歩的と捉えるのか。 | スマートフォン本体の設定、アプリの検索・インストール・移動・削除、電話、メール、LINE等のメッセージアプリや各種SNS・地図アプリ等の利用ができること、利用したことがないサービスや設定方法についてもインターネット検索等をしながら相談対応できることが望まれます。受託者において、スマホサポーター採用時のスマートフォンの習熟度等の評価基準・項目、採用基準等があれば、提案内容に含めてください。 |
| 15 | 仕様書 | 3,業務内容①の(b)について、市民向けデジタルサービスや過去の相談用マニュアルについて事前に共有いただく事は可能でしょうか。 | 市民向けデジタルサービスについては市ホームページもご参照ください。（当該ページが全てを網羅しているわけではありません。） https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/onlineservice/index.html （デジタルサービス） https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/kouhou/applist.html （市公式スマートフォンアプリ） 過去の相談用マニュアルは契約締結後、必要に応じて共有させていただきます。 |
| 16 | 仕様書 | (業務内容②③) ②サポーターの派遣、③スマホ相談会の開催が分かれています。どう捉えればよいでしょうか。別団体が主催する相談会にサポーター派遣を行うものと、受託者が主催するスマホ相談会が別途あるということでしょうか。その場合、それぞれの回数を合わせて240回という認識なのか。 | 市が指定した場所・日時にスマホサポーターを派遣し、現地でスマホ相談会を開催いただきます。受託者に主催いただくスマホ相談会は想定していません。ただし、実施要領「7. 企画提案書の作成について（1）6③その他提案」として、受託者の人材や地域ネットワーク等を活かした受託者主催のスマホ相談会の開催や、市の業務負担軽減に繋がる実施方法について、提案をいただくことは可能です。いただいたご提案については、審査基準に基づき総合的に評価いたします。 |
| 17 | 仕様書 | 3,業務内容②にある、その場で回答できない質問を受けた際の対処について、令和7年度に蓄積されているナレッジは受託後に共有いただける認識でお間違いないでしょうか。 | 契約締結後、必要に応じて共有させていただきます。 |

令和8年度豊中市デバイド対策運営事業に関する業務委託に係る公募型プロポーザル
質問と回答について

| No | カテゴリー | 質問内容 | 回答 |
|----|-------|--|---|
| 18 | 仕様書 | 3.業務内容②について、スマホ相談会の運営について地域の主催者が行うとの事ですが、令和7年度の実績としてどのように予約数など共有されていたかご教示いただきたく存じます。※メールで開催前日までの予約数を共有していた等 | ほとんどの会場は事前予約不要の運用です。事前予約の会場では、事前に地域の主催者からメール等で市に予約者数などの連絡がある場合があり、その場合は予約者数等の内容を市からメール等で受託者に共有しています。 |
| 19 | 仕様書 | 3.業務内容②における、事前予約を想定している（もしくは令和7年度予約を採用された）会場についてご教示いただく事は可能でしょうか。 | 令和7年度は、全体の1割程度の会場で事前予約の運用を行っています。 |
| 20 | 仕様書 | (スケジュール) 令和7年度も、同様の事業を実施されていると認識しておりますが、各回におけるスマホサポーター派遣人数の実績を教えてください。可能でしょうか。 | 令和7年度の運営体制については、受託事業者のノウハウの範囲ですので回答を差し控えさせていただきます。令和6年度、市が直営で実施していた際には基本的に専任職員2名+αで対応を行っております。なお、1回あたりの最大相談者数は18名です。 |
| 21 | 仕様書 | (スケジュール) 仕様書の最終ページにスケジュールが記載されておりますが、開催回数を見ても240コマ分が記載されていないように見受けられます。記載されていないコマ数（日数）は、追記される認識でしょうか。また、240コマ以下の実施となる場合もあり得るのか。その際の、委託料はどうなるのか。 | 現時点で確定していない開催場所・日程については、契約締結後に協議の上、適宜追加します。また仕様書の「5. その他留意事項（4）」に記載のとおり、仕様書の見込みより大幅なコマ数の変更が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ、契約金額を変更する可能性があります。 |
| 22 | 仕様書 | 令和7年度に実施しているスマホ相談会の実績（現時点）をご教示いただくことは可能でしょうか？ ①スケジュール表②参加人数（年齢層）③ポケットWiFiやテザリングで接続した回数 ※同じ参加者様が参加される事が多いと想定しているため | ①市ホームページをご参照ください。 https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/keikaku/degital_government/torikumi/support/suhamo_soudan.html ②955人、年齢層については60歳以上の方が中心となっています。（人数については令和7年4月1日～令和7年12月31日までのスマホ相談会149回分の実績） ③カウントしていません。 |
| 23 | 仕様書 | (業務内容③) 240コマを超えた場合の1コマ当たりの単価提案について、コマ当たりの時間に1時間30分～3時間と幅があるが、一律での提案のみを行うという認識で良いか。時間別の提案も可能か。 | 一律の提案を求めます。 |
| 24 | 仕様書 | (業務内容③) スマホ相談会でのアンケートについて、すべての回で実施を行うのか。 | すべての回で実施をお願いします。 |
| 25 | 仕様書 | 3.業務内容③アンケートの形式（紙、Web等）について指定はございますか。 | 指定はありませんが、相談者が回答しやすい形式が望ましいです。 |
| 26 | 仕様書 | 相談会で使用するスマートフォン（デモ機）やタブレット等の機材は、市から貸与されますでしょうか。あるいは受託者側で用意する必要がありますでしょうか。受託者負担の場合、iOS/Androidの台数内訳や必要台数の目安をご教示ください。 | 相談者が持参するスマートフォン・タブレットを用いてスマホ相談の対応を行っていただくため、市から機材を貸し出すことも受託者で機材を準備いただくこともありません。 |

令和8年度豊中市デバインド対策運営事業に関する業務委託に係る公募型プロポーザル
質問と回答について

| No | カテゴリー | 質問内容 | 回答 |
|----|-------|--|--|
| 27 | 仕様書 | 「④ スマホサポーターへの謝礼金支払い」に関して、サポーターへ支払う交通費は、この「謝礼金」の中に含まれるという解釈でよろしいでしょうか。あるいは、謝礼金とは別途実費精算が必要でしょうか。また、仕様書にある「契約金額に含む」のは謝礼金のみとの記載ですが、交通費も契約金額に含んで見積もる必要がありますでしょうか。 | スマホサポーターに支払う交通費についても謝礼金に含んだうえで、必要な経費はすべて見積書に含めてご提出をお願いします。ただし、提案上限額を超えた見積金額を提示された場合は失格となります。 |
| 28 | 仕様書 | (業務内容④) 例えば、スマホサポーターへの謝礼金の支払いのほか、派遣予定だったスマホサポーターが突発的な事情により参加できなくなった場合のための自宅待機などのスタッフを確保する場合、その方への謝礼金も予算取りして構いませんか。 | 待機要員への謝礼金についても、提案事業者様の判断で見積に計上いただくことは問題ありません。必要な経費はすべて見積書に含めたうえでご提出ください。ただし、提案上限額を超えた見積金額を提示された場合は失格となります。 |
| 29 | 仕様書 | 台風等の悪天候や、会場側の都合（地域主催者の事情等）により、当日に急遽相談会が中止となった場合、手配済みのスマホサポーターへの謝礼金やキャンセル料は、業務委託料（または追加費用）として市に請求可能でしょうか。また、その場合「開催コマ数（240コマ）」の実績としてカウントされますでしょうか。 | 地域主催者の事情等によりスマホ相談会が当日に急遽、中止となった場合はコマ数の実績（相談会を開催したもの）としてカウントさせていただきます。 |
| 30 | 仕様書 | (業務内容⑤) 相談者向けの告知用チラシの印刷は、受託者が行う認識で良いか。また、告知用チラシは、会場別に作成するのか。 | ご認識の通りです。会場別に作成いただいても問題ありませんが、チラシの種類は最低1種類作成をお願いします。 |
| 31 | 仕様書 | 3,業務内容⑥において、モバイルWi-Fiルーターを受託期間中は各施設にてお預けし保管いただく事は可能でしょうか。 | 各施設での機器や物品の保管はできません。 |
| 32 | 仕様書 | (業務内容⑦) ナレッジの共有機会は、年に何回程度を予定しているのか。また、何人程度に向けた会となるか。 | 年に2回程度、また参加者は15人程度を想定しています。実施にあたっては、委託者と受託者で都度、協議させていただきます。 |
| 33 | 仕様書 | 3,業務内容⑦における、<ITリーダーへのナレッジ共有>は令和7年度の方について、何回開催されたかご教示いただく事は可能でしょうか。 | 令和7年度は2回実施しています。（令和8年1月23日時点） |

令和8年度豊中市デバイド対策運営事業に関する業務委託に係る公募型プロポーザル
質問と回答について

| No | カテゴリ | 質問内容 | 回答 |
|----|------|---|--|
| 34 | 仕様書 | 5,その他留意事項の(1)について、再委託を必要とする場合において、事前に書面にて報告とありますが、フォーマットはございますでしょうか。また、本書面の提出期間に指定はございますでしょうか。 ※例/提案資料と同じタイミング等 | 再委託を申し出る場合は、市の様式にて提出をお願いします。再委託申出書を提出するのは、受託者が再委託先となる第三者と委託契約を締結する前となります。 詳細は、「再委託に関するガイドライン」をご確認ください。 https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/reiki/youkou/soumu/youkou7.html |
| 35 | その他 | 今年度派遣されたスタッフは今回でも参加頂くことは可能でしょうか。 また、可能である場合は市を通じてご紹介いただく事は可能でしょうか。 | これまでに本事業において派遣されたスタッフが、今回の業務に参加すること自体を妨げることはありません。 ただし、対象者への募集案内等の周知に関しては、令和7年度の受託事業者との調整となります。 |